

平成 2 8 年

第 1 回 定 例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
1	平成 2 7 年度阿久根市一般会計補正予算（第 5 号）	別 冊
2	平成 2 7 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
3	平成 2 7 年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）	
4	平成 2 7 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
5	平成 2 7 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
6	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）について	
7	出水地区視聴覚教育協議会の廃止について	2
8	阿久根市空家等対策協議会条例の制定について	4
9	阿久根市行政不服審査会条例の制定について	7
1 0	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	1 3
1 1	阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
1 2	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1

1 3	市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
1 4	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 6
1 5	阿久根市職員等の旅費に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 8
1 6	阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 0
1 7	阿久根市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	4 2
1 8	平成 2 8 年度阿久根市一般会計予算	別 冊
1 9	平成 2 8 年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
2 0	平成 2 8 年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
2 1	平成 2 8 年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
2 2	平成 2 8 年度阿久根市介護保険特別会計予算	
2 3	平成 2 8 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
2 4	平成 2 8 年度阿久根市水道事業会計予算	

議案第 6 号

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）について

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を別添のとおり定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある地域の形成に寄与することを目的に、総合的かつ計画的な対策を実施するため、阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を定めようとするものである。

議案第 7 号

出水地区視聴覚教育協議会の廃止について

出水地区視聴覚教育協議会を平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

出水地区視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 6 の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第7号参考

出水地区視聴覚教育協議会の概要

- 1 名 称 出水地区視聴覚教育協議会
- 2 代表者名 会長 溝口省三
- 3 構成自治体 出水市，阿久根市，長島町
- 4 事務局 出水市教育委員会事務局内
- 5 設立年月日 昭和50年10月1日
- 6 主な事業内容
 - (1) 出水地区における視聴覚ライブラリーに関する事務を管理し，及び執行すること
 - (2) 出水地区における視聴覚教育の振興に関すること

議案第 8 号

阿久根市空家等対策協議会条例の制定について

阿久根市空家等対策協議会条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき，空家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行う協議会を設置するため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき，阿久根市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は，委員10人以内をもって組織する。

2 委員は，市長のほか，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務，不動産，建築，福祉，文化，環境等に関する学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き，委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 9 号

阿久根市行政不服審査会条例の制定について

阿久根市行政不服審査会条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い，阿久根市行政不服審査会を設置するとともに，阿久根市情報公開・個人情報保護審査会を廃止するため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき，市長の附属機関として，阿久根市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は，法，阿久根市情報公開条例（平成13年阿久根市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）及び阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号。以下「個人情報保護条例」という。）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審査会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 情報公開条例及び個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。

(組織)

第4条 審査会は，委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は，公正さ及び中立性が確保され，かつ，学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き，委員の互選により定める。

2 会長は，会務を総理し，審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき，又は欠けたときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2 審査会の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は，情報公開条例又は個人情報保護条例の規定に基づく諮問に係る審査において必要があると認めるときは，諮問した実施機関（以下「実施機関」という。）に対し，公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に係る情報又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る個人情報記録されている公文書（以下「情報等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては，何人も，審査会に対し，その提示された情報等の公開を求めることはできない。

2 実施機関は，審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは，これを拒んではならない。

3 審査会は，必要があると認めるときは，実施機関に対し，審査請求のあった情報等に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し，又は整理した資料を作成し，提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか，審査会は，審査請求に係る事件に関し，審査請求人，参加人又は実施機関（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること，適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は，審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には，当該申立人（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審

査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査関係人及び処分庁等（法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。
（主張書面等の提出）

第10条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける者は、阿久根市手数料条例（平成12年阿久根市条例第4号）に規定する手数料を納めなければならない。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（調査審議手続の非公開）

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（適用除外）

第14条 審査会が第3条第1号に規定する事項を調査審議する場合については、第8条から第12条までの規定は、適用しない。

（庶務）

第15条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（阿久根市情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止）

2 阿久根市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年阿久根市条例第33号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の阿久根市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条の規定により阿久根市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、

その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第6条第1項の規定により、審査会の会長として定められたものとみなす。

議案第 10 号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
の制定について

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別
紙のとおり定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）
の施行に伴い，関係条例について所要の整備を行うものである。

(別紙)

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(阿久根市情報公開条例の一部改正)

第1条 阿久根市情報公開条例(平成13年阿久根市条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第19条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第19条 実施機関がした公開決定等又は実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

3 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阿久根市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとする場合(当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条中「前条」を「前条第3項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第20条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る公開決定等」を「当該審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（阿久根市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 阿久根市個人情報保護条例（平成15年阿久根市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第2項第6号中「阿久根市情報公開・個人情報保護審査会」を「阿久根市行政不服審査会」に改める。

第14条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第4章中「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第40条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第40条 実施機関がした開示決定等，訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は，当該実施機関に対し，審査請求をすることができる。

2 開示決定等，訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は適用しない。

3 開示決定等，訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは，当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は，

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、阿久根市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）若しくは利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して、利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合若しくは当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第41条中「前条」を「前条第3項」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第41条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(阿久根市税条例の一部改正)

第3条 阿久根市税条例(昭和45年阿久根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(阿久根市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 阿久根市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年阿久根市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改める。

(阿久根市手数料条例の一部改正)

第5条 阿久根市手数料条例(平成12年阿久根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中47の項を48の項とし、46の項の次に次の1項を加える。

47	行政不服審査法(平成26年法律第68号)又は阿久根市行政不服審査会条例(平成28年阿久根市条例第 号)に基づく書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒1枚につき20円, カラー1枚につき60円 (用紙は、日本工業規格B列4判以下とする。)
----	---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

(阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 阿久根市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年阿久根市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(阿久根市文化財保護条例の一部改正)

第7条 阿久根市文化財保護条例(昭和53年阿久根市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成

26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の阿久根市情報公開条例第19条に規定する諮問がなされていない不服申立てについては、当該不服申立てを改正後の阿久根市情報公開条例第19条第1項の審査請求とみなして同条の規定を適用する。

3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の阿久根市個人情報保護条例第40条に規定する諮問がなされていない不服申立てについては、当該不服申立てを改正後の阿久根市個人情報保護条例第40条第1項の審査請求とみなして同条の規定を適用する。

議案第 1 1 号

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成
2 6 年法律第 3 4 号）及び行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8
号）が施行されることに伴い，条例の一部を改正しようとするもので
ある。

(別紙)

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年
阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし，第8号を第10号とし，同条第7
号中「及び勤務成績の評定」を削り，同号を同条第9号とし，同号の
前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし，第2号から第5号までを1号ずつ繰
り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）が施行されること等に
伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年
阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第48号中「情報公開・個人情報保護審査会会長」を「行政不
服審査会会長」に改め，同表第49号中「情報公開・個人情報保護審
査会委員」を「行政不服審査会委員」に改め，同表中第64号を第
65号とし，第63号の次に次の1号を加える。

(64) 空家等対策協議会委員	日額 4,600円
-----------------	-----------

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第 1 3 号

市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当の支給割合を改定するとともに、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例及び阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和41年阿久根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

20 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における市長等の給料月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長にあっては同項第1号に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を、副市長にあっては同項第2号に規定する額から当該額の100分の8に相当する額を、教育長にあっては同項第3号に規定する額から当該額の100分の7に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。

(阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成23年阿久根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の市長等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 4 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院及び鹿児島県人事委員会の勧告に準じ、一般職に属する職員
及び再任用職員の給与を改定するとともに、職員の給料月額を減額す
ること等について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しよ
うとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の5第2項第1号中「加算した額に，」の次に「6月に支給する場合においては」を，「100分の75」の次に「，12月に支給する場合においては100分の85」を加え，同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「，6月に支給する場合においては」を，「100分の35」の次に「，12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

附則第11項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「，6月に支給する場合においては」を，「100分の1.125」の次に「，12月に支給する場合においては100分の1.275」を，「勤勉手当減額基礎額に」の次に「，6月に支給する場合においては」を，「100分の75」の次に「，12月に支給する場合においては100分の85」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100

再任用職員以外の職員	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		

65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			

	99		295,300	343,300				
	100		295,700	343,600				
	101		295,900	343,900				
	102		296,200	344,300				
	103		296,600	344,700				
	104		296,900	345,100				
	105		297,100	345,600				
	106		297,400	346,000				
	107		297,800	346,400				
	108		298,100	346,800				
	109		298,300	347,300				
	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	243,300	328,600	394,300	470,100
2	245,800	331,600	397,200	472,400
3	248,300	334,500	400,100	474,600
4	250,800	337,600	403,000	476,900
5	253,100	340,300	405,700	479,200
6	256,900	343,600	408,400	481,400
7	260,700	346,800	411,200	483,600
8	264,500	349,900	414,000	485,800
9	268,100	352,900	416,600	487,800
10	272,100	355,900	419,300	489,900
11	276,100	359,000	422,000	492,000
12	280,100	362,200	424,700	494,100
13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000

30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500

65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		
97		485,600		

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「標準的な」を削り、「規則で定める」を「別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改める。

第11条の4第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第11条の5第2項第1号中「，6月に支給する場合には100分の75，12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め，同項第2号中「，6月に支給する場合には100分の35，12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第11項中「，6月に支給する場合には100分の1.125，12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に，「，6月に支給する場合には100分の75，12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

附則に次の2項を加える。

16 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における職員の給料の月額は，第3条，第4条及び附則第8項の規定にかかわらず，これらの規定により定められた額（この項において「基礎額」という。）から，基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし，地方自治法第204条第2項に規定する手当及び勤務1時間当たりの給与額（第12条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額は，基礎額とする。

給料表	級	率
	1級及び2級	100分の2

一般行政職給料表	3級及び4級	100分の3
	5級	100分の4
	6級及び7級	100分の5

- 17 前項の場合において，平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に，所属している職務の級から上位の職務の級へ昇格した者が当該昇格の日以後に受けることとなる給料の月額が，その者が昇格しなかったとした場合に受けることとなる給料の月額を下回ることとなるときは，その者の給料の月額は，当該昇格をしなかったとした場合に受けることとなる給料の月額とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 等級別基準職務表（第3条関係）

ア 一般行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 園長の職務 3 主査の職務 4 参事補の職務
5級	1 課長補佐，所長補佐又は室長補佐の職務 2 次長の職務 3 主幹の職務
6級	1 課長の職務 2 局長，所長，室長又は館長の職務 3 参事の職務
7級	指定課長の職務

イ 医療職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医師の職務
2 級	医師の職務
3 級	診療所の次長の職務
4 級	診療所の所長の職務

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整)

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第 3 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の一般職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 1 5 号

阿久根市職員等の旅費に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員等の旅費に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 4 号）及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 6 号）が施行されることに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員等の旅費に関する条例及び阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市職員等の旅費に関する条例（平成2年阿久根市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月26日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

子ども発達支援センターの新築移転に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成12年阿久根市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「阿久根市赤瀬川3948番地7」を「阿久根市折口1807番地3」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

議案第 17 号

阿久根市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

阿久根市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の改正に伴い，消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 阿久根市消費生活センター
- (2) 位置 阿久根市鶴見町200番地

(職員)

第3条 消費生活センターに、消費生活センター長、消費生活相談員その他必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第4条 消費生活相談員は、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者とする。

2 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第5条 市長は、消費生活センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第6条 市長は、消費生活センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

